

徳島市ダイバーシティ経営企業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市ダイバーシティ経営企業認定制度実施要綱（令和4年制定。以下「認定要綱」という。）第3条に該当し、認定を受けた企業等（以下「経営企業」という。）のうち、より優れたものに対し、予算の範囲内において徳島市ダイバーシティ経営企業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(交付対象及び金額)

第2条 奨励金の交付対象及び金額は、別に定める基準により決定する。

(交付の申請)

第3条 奨励金の交付を受けようとする経営企業（以下「申請者」という。）は、徳島市ダイバーシティ経営企業奨励金交付申請書（様式第1号）に認定要綱第6条第1項の結果通知書の写しを添えて、当該結果通知を受けた日から起算して30日以内に、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、当該申請書等の内容を審査し、奨励金を交付すべきと認めたときは、奨励金の交付の決定をするものとする。

(交付の決定の通知等)

第5条 市長は、奨励金の交付を決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、奨励金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、市長が定める方法により奨励金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に奨励金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第7条 市長は、奨励金の交付の決定又は奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、当該奨励金の全部を返還させることができる。

- (1) 経営企業の認定が取り消されたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 奨励金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の处分に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨励金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

(報告)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた者に対し、奨励金の受給に関して必要な報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月4日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

徳島市ダイバーシティ経営企業奨励金交付申請書

令和 年 月 日

徳島市長 殿

（申請者）

企業等の所在地	
企業等の名称	
代表者役職・氏名	

徳島市ダイバーシティ経営企業奨励金の交付を受けたいので、徳島市ダイバーシティ経営企業奨励金交付要綱第3条の規定により、次のとおり添付書類を付して申請します。

フリガナ		
企業等の名称		
奨励金交付申請額	金	円
添付書類	① 結果通知書（徳島市ダイバーシティ経営企業認定制度実施要綱第6条による）の写し ② その他市長が認める書類	
本奨励金の使途		
担当者	部署	
	職氏名	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	